

## ICキャッシュカード特約

### 1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約に定めがない事項に関しては当行キャッシュカード規定が適用されるものとします。

### 2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な当行の預金機、支払機、振込機（以下「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に提供されます。

### 3. (ICキャッシュカードの利用)

当行キャッシュカード規定第1条に定める提携先には、ICキャッシュカードの利用できない預金機、支払機、振込機を設置している金融機関等があります。この場合、当該預金機、支払機、振込機ではICチップ提供機能を利用しない取引となります。また、一部提携先ではICキャッシュカードの利用できる支払機、振込機を設置している場合でも、ICチップ提供機能を利用できない場合があります。

### 4. (一日あたりの払戻金額)

当行は当行および提携先の現金預入機、支払機、振込機を利用した預金払い戻しにおける一日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払い戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払い戻しである場合に分けて、それぞれ定める場合があります。

### 5. (ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取り扱い)

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

### 6. (ICチップ読取不能時の取り扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップ等の故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

### 7. (カード発行手数料)

本カードの取引の申し込み受付時に、当行所定の手数料を支払うものとします。

以上

(2017年1月1日現在)